

各部課等の長
行政機関，公の施設等の長 様
議会，各委員会，委員の事務局長

財政部長 村上秀樹

令和3年度予算編成方針について

このことについて，盛岡市財務規則(昭和46年規則第33号)第4条の規定に基づき，次により通知します。

記

1 現下の経済情勢

国の月例経済報告(令和2年9月)によると，日本経済は，前回に引き続き持ち直しの動きがみられるものの新型コロナウイルス感染症の影響により，依然として厳しい状況にあるとされています。また，先行きについては，感染拡大の防止策を講じつつ，社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで，各種政策の効果などによって，持ち直しの動きの継続の期待を示しつつも，国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとされています。

2 国及び県の予算編成の動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2020」（以下「骨太の方針2020」という。）において，ポストコロナ時代の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として，「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すこととし，この経済社会の姿を実現するために，感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げや激甚化・頻発化する災害への対応を通じて，当面は，国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くことを最優先とし，「新たな日常」の実現に向けた動きを加速する考えを示しました。

「骨太の方針2020」を踏まえ，国の令和3年度当初予算の概算要求にあたっては，新型コロナウイルス感染症への対応など緊急な経費に所要の要望を行うことができることとし，これまでの歳出改革の取組を強化するとともに，施策の優先順位の洗い直し，無駄を徹底して排除しつつ，予算の中身を大胆に重点化するよう指示されたところです。

また，県は，「令和3年度の予算編成について」（令和2年9月28日副知事依命通知）において，新型コロナウイルス感染症の影響による県税の大幅な減収が見込まれるなど，一層厳しさを増す財政環境を踏まえ，あらゆる手段による歳入の確保に努めるほか，東日本大震災津波からの復興及び「いわて県民計画（2019～2028）」の具体的な取り組み等に留意し，一層の「集中と選択」を進め，限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図る予算編成を行うこととしています。

3 当市の財政状況及び今後の財政見直し

令和元年度の一般会計決算については、収入から支出を差し引いた実質収支では黒字を確保したものの、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では4年連続でマイナス（△ 552,792千円）となるとともに、マイナス幅が拡大したところです。また、財政の健全性を測る指標の1つである「経常収支比率」は、1.2ポイント増の96.3%となり、財政の硬直化が進んだ状況となっています。

財政調整基金の残高については、令和元年度末では約77億円を確保しましたが、令和2年度の当初予算では12億円を超える取崩しを計上しているほか、新型コロナウイルス感染症対策などの財源に充てるために、9月補正までに4億円を超える取り崩しを追加計上したことから、令和2年度末では約66億円となる見込みです。なお、令和元年度10月補正後の時点に比べると、約8億円の減少となり、厳しさが増している状況です。

現時点の令和3年度の財政見直しについては、歳入では、総務省が概算要求時に合わせて公表した「地方財政の仮試算」では、地方交付税は前年比マイナス2.4%、地方税は前年比マイナス6.8%とされたところですが、当市においては、新型コロナウイルス感染症の市税への影響や、合併に係る特例措置の終了による普通交付税の減額により、国の見込みを上回る減少が見込まれるところです。歳出では、社会保障関係経費の増加、臨時財政対策債や学校の空調設備整備による公債費の増などに加え、新型コロナウイルス感染症への対応も必要となることから、歳入歳出の差引による一般財源の総計では大幅な収支不足が見込まれています。

また、今後においても、社会保障関係経費の継続的な増とともに、新野球場や学校給食センターの整備など大規模な投資事業も見込まれていることから、収支は厳しい状況が続くことが予想されることです。

4 予算編成の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症によって、社会経済情勢が大きく変化し、市民生活・市内経済に多大な影響を及ぼしている中、市民の不安を払拭するために、令和3年度の当初予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る「感染症対策」と「経済対策」に優先的に取り組むこととします。

あわせて、市の財政を取り巻く状況の下、総合計画の目指す将来像である「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」の実現と将来にわたる安定的な財政運営を両立させていくために、予算調整の過程を通じて、既存事業の徹底的な見直しを含めた財源の確保を進めるとともに、限られた財源の最大限有効な活用に努め、市民生活に必要なサービス水準の確保につながる経費や、総合計画の各種施策を推進する事業経費の予算化を図ることとします。

財源に限られる中、様々な事業を実施し、市民サービスの向上を図るためには、職員自らが主体的に事業の優先度を考えるとともに、事業の効果が上がるよう、徹底した無駄の排除を行うことはもとより、事業間あるいは部署間の連携を図ることなどにより、事業効率を上げていく必要があります。

予算要求に当たってはこれらのことに加え、新型コロナウイルス感染症に係る「新しい生活様式」の下に、どのような事業効果を上げるのかを念頭に置き、次に掲げる事項及び別紙「予算見積要領」に留意し、単に慣習・慣例による予算要求とせず、職員の働き方を含め、事務事業を改めて総合的に見直す機会ととらえ、各部等の長を中心に総合的な調整を図り、編成作業に取り組まれるようお願いします。

(1) 総合査定方式による予算編成

限られた財源を有効に活用するため、より精度の高い予算見積及び調整を図るために、令和2年度に引き続き「総合査定方式」による予算編成を行うこととし、次に掲げる各々の経費毎に予算要求及びその時点の財源見通しに基づく調整を行う。

- ・ 経常的経費：毎年度経常的に支出する経費
- ・ 行政推進経費：他の経費に含まれないもので、市民生活向上に結び付く経費
- ・ 計画推進経費：総合計画の推進に必要な経費、新規事業や拡充事業に係る経費等

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連して実施する事業

新型コロナウイルス感染症への対策として、「感染症対策」及び「経済対策」を優先して取り組むこととするが、緊急性や必要性に鑑み、より効果の高い事業となるよう組み立てを行うこと。

また、直接の対策事業ではないイベント事業などについても、市内経済への波及効果をこれまで以上に向上させる視点で必要な見直しを行うこと。

(3) 総合計画の推進

市民の誰もがいきいきと暮らし、盛岡のまちに誇りを持てるような都市の実現に向けて、戦略プロジェクト事業を含む総合計画実施計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の、市が抱える喫緊の課題に対応する計画の事業について、積極的に取り組むこととし、必要な財源については、既存事業の見直し等による歳出削減や財源確保の取組みを徹底すること等により生み出した財源を活用していくこととする。

(4) 必要経費の精査の徹底

予算要求にあたって必要額を見積もる際、令和元年度決算や令和2年度決算見込みの状況を踏まえるとともに、「新しい生活様式」の下での事業内容を十分に精査し、過大な要求額とならないようにすること。

(5) 部長等のマネジメントの強化

各部等の長は市民視点とコスト意識を持ち、予算編成に責任を持って、市民の声や現場の声を生かすことのできるよう、主体的に事業の見直しや改善を推進するものとする。

(6) 歳入の確保

市税及び税外収入の適正な賦課、収納率の向上に努めることはもとより、市税や地方交付税などに新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減少や、その回復に期間を要すると見込まれる現在の経済状況下において安定的な財政運営を行うには、国庫・県補助金等を積極的に活用しつつ、未利用土地等の処分や利活用、ネーミングライツや広告料収入の拡大、適正な受益者負担の確保、将来の財政負担を見据えた市債発行などを行う必要がある。

事業を実施するためには、その財源が必要であるということを職員一人ひとりが常に意識しながら、事業の構築にあっては歳入の確保を念頭に置くよう努めること。

(7) 歳出の削減

厳しい財政状況の下、限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図る必要があることから、既存事業について事業の目的や達成すべき効果を改めて検証し、その上で目的が達成されたものや効果が低いと判断された事業は、積極的に廃止又は縮小を行い、事務事業の再構築を図ること。

個々の経費についても従来の予算計上にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行うこととし、合わせて、継続が必要と判断した経費であっても、不用額を含む令和元年度の決算状況等を分析し、適正な事業費の把握に努めるとともに、将来負担を見据えた見直しを行うこと。また、引き続き経常経費等の削減及び建設工事等のコスト削減に努めること。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」の下、令和3年度において効果的な事業実施が見込まれない事業にあっては、一時的な休止を含めて検討すること。

(8) 国・県の施策動向への対応

地方行財政に関する制度の見直しや、「骨太の方針2020」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、国や県の施策動向、諸制度の新設や改廃等の状況を的確に把握し、制度改正等が明らかになったものについては、可能な限り当初予算に反映させるとともに、国庫支出金や県支出金、充当率が高くかつ交付税措置のある起債など、財政面で有利な財源の活用について、適切な対応を図ること。

特に、新型コロナウイルス感染症対策として新たに設けられる制度については、情報収集に努め、漏れなく活用を図るよう対応すること。

なお、国の経済対策など有利な財源を活用する際には、短期間での事業の組み立てが必要となるため、スピード感を持った対応ができるよう日頃から検討を行っておくこと。